

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の策定について

1 経緯

東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めてきました。また、都市計画道路の必要性の検証を行い、廃止や縮小など、適宜、都市計画道路の見直しを行ってまいりました。

現行の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（以下、「四次化」という。）に基づき整備を推進することにより、都市計画道路の約8割が完成する時代を迎えることとなります。その一方で、優先整備路線に選定しなかった残る約2割の都市計画道路は、事業着手までに期間を要することとなります。

こうしたことから、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路について、さらなる見直しを行うため、平成29年から東京都と特別区及び26市2町は協働で調査検討を進めてまいりました。平成30年7月に中間のまとめ、令和元年7月に基本方針（案）を公表し、パブリックコメントを経て、令和元年11月に基本方針を策定しましたので、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」〔概要版〕を配布いたします。

2 市内の検討箇所

①都市計画道路の検証

四次化の将来都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認された路線のうち、優先整備路線等として選定しなかった未着手の都市計画道路

⇒市内の都市計画道路は計画を継続

②交差部の交差方式等の検証（立体交差）

東伏見交差点（西3・3・3と西3・2・6の交差部）

⇒計画の存続

③都市計画公園等との重複

東伏見石神井川緑地（西3・4・17との重複）

⇒今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所

3 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」について

以下のホームページより、資料がダウンロードできます。

東京都：<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kiban/tokyo/keikakudoro/index.html>

（西東京市：<https://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/matidukuri/701120nishitokyocity20191024.html>）